第５３号議案

　　品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年９月１６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

　品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成１４年品川区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

　第１１条第２項第１号中「１６万６，９５０円」を「１７万１，６５０円」に改め、同項第２号中「７万２，９９０円」を「７万３，０９０円」に改め、同項第３号中「８万３，４８０円」を「８万５，７８０円」に改める。

　　　付　則

　（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和３年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

　（経過措置）

２　改正後の条例第１１条第２項第１号から第３号までの規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第１１条第２項第１号から第３号までの規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、改正後の条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

　（説明）公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、介護補償の額を改める必要がある。